

**青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成30年1月22日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

特定任期付職員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例**

第1条 青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成27年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」を「100分の182.5」に改める。

第2条 青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の157.5」を「100分の162.5」に、「100分の182.5」を「100分の177.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の青梅市一般職の任期付職員の採用および

給与の特例に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の規定にもとづいて平成29年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第79号
参考資料

青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

一般職の職員に支給する勤勉手当の支給割合の見直しに合わせて、特定任期付職員に支給する期末手当の支給割合を改めようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のように改め、年間で0.10月の引上げを行う。(第5条関係)

※割合は、月数に換算したもの

(1) 平成29年12月期の期末手当の支給割合

支給月	改正後	現 行	差(改正後-現行)
6月	1.575	1.575	—
12月	<u>1.825</u>	<u>1.725</u>	<u>0.10</u>
計	<u>3.40</u>	<u>3.30</u>	<u>0.10</u>

(2) 平成30年6月期以後の期末手当の支給割合

支給月	改正後	現 行	差(改正後-現行)
6月	<u>1.625</u>	<u>1.575</u>	<u>0.05</u>
12月	<u>1.775</u>	<u>1.725</u>	<u>0.05</u>
計	<u>3.40</u>	<u>3.30</u>	<u>0.10</u>

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 2(1)の改正 公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

イ 2(2)の改正 平成30年4月1日

(2) 期末手当の内払

2(1)による改正前の条例の規定にもとづいて平成29年12月に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成27年条例第30号））

改正後	現行	備考
<p>（特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号。以下「給与条例」という。）第2条第1項、第17条の3第1項および第2項ならびに第18条第2項の規定の適用については、第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当ならびに青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成27年条例第30号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第17条の3第1項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または特定任期付職員」と、第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の182.5</u>」とする。</p>	<p>（特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号。以下「給与条例」という。）第2条第1項、第17条の3第1項および第2項ならびに第18条第2項の規定の適用については、第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当ならびに青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成27年条例第30号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第17条の3第1項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または特定任期付職員」と、第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	

○第2条による改正（青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例）

改正後	現行	備考
<p>（特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号。以下「給与条例」という。）第2条第1項、第17条の3第1項および第2項ならびに第18条第2項の規定の適用については、第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当ならびに青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例</p>	<p>（特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号。以下「給与条例」という。）第2条第1項、第17条の3第1項および第2項ならびに第18条第2項の規定の適用については、第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当ならびに青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例</p>	

(平成27年条例第30号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第17条の3第1項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、同条第2項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または特定任期付職員」と、第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

(平成27年条例第30号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第17条の3第1項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、同条第2項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または特定任期付職員」と、第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の182.5」とする。

付 則
(施行期日等)
1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
2 第1条の規定による改正後の青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の規定にもとづいて平成29年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。